

平成21年 教育委員会第22回定例会 会議録

日 時 平成21年12月22日(火) 午後3時00分～午後3時50分
場 所 教育委員会室

議事日程

第 1 報告

【こども総務課】

- (1) 移動教育委員会
- (2) 九段中等教育学校の施設改修
- (3) 第8回九段中等教育学校 学校経営協議会(12月17日開催)
- (4) 平成22年度予算と改定基本計画 【秘密会】

第 2 その他

【副参事(特命担当)】

- (1) 新型インフルエンザ

【育成・指導課】

- (1) 中学校等の海外交流事業

【こども支援課】

- (1) 今後の待機児対策について 【秘密会】

出席委員 (5名)

教育委員長	市川 正
教育委員長職務代理者	堀口 雅子
教育委員	福澤 武
教育委員	古川 紀子
教育長	山崎 芳明

出席職員 (8名)

こども・教育部長	立川 資久
特命担当部長(次世代育成担当)	保科 彰吾
こども総務課長	峯岸 邦夫
副参事(特命担当)	門口 昌史
育成・指導課長	坂 光司
こども支援課長	関 成雄
こども施設課長	佐藤 尚久
児童・家庭支援センター所長	吉野 紀子

欠席職員 (1名)

参事(こども健康担当)	大井 照
-------------	------

書記（2名）

総務係長	小宮 三雄
総務係員	成畑 晴代

- 市川委員長 | それでは、開会に先立ちまして、本日、傍聴者から傍聴申請がございます。傍聴を許可していることをご報告しておきます。
- ただいまから平成21年教育委員会第22回定例会を開会いたします。
- 本日、大井参事は欠席です。
- 今回の署名委員は堀口委員にお願いをします。
- 本日の議事日程はお配りしてあるとおりでございますけれども、第1、報告のうち、こども総務課「平成22年度予算と改定基本計画」及び第2、その他で、こども支援課「今後の待機児対策」については、政策形成過程でございますために、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第13条第6項ただし書きの規定に基づきまして、非公開といたしたいので、その可否を求めたいと思います。
- 非公開とすることに賛成の方の挙手を求めます。
- （賛成者挙手）
- 市川委員長 | 全員賛成でございますので、その2件につきましては非公開といたします。よろしくお願いをいたします。

◎日程第1 報告

こども総務課

- (1) 移動教育委員会
- (2) 九段中等教育学校の施設改修
- (3) 第8回九段中等教育学校 学校経営評議会（12月17日開催）

- 市川委員長 | それでは、日程第1、報告に入ります。
- ただいまも申し上げたとおり、定例会での報告は3件でございます。
- 初めに、こども総務課長から報告をしてください。
- こども総務課長 | はい。それでは、前回も頭出しさせていただきましたが、移動教育委員会の定例会の開催ということで、校（園）長会の会長校から案が出てまいりましたので、ご報告させていただきます。
- まず、1月26日、お茶の水小学校で給食の試食及び授業参観、児童との懇談ということで、その後、定例会を開催したいというように考えております。
- また、引き続きになりますけれども、2月9日、番町幼稚園で預かり保育の現状視察及び教職員との懇談、その後、定例会というようにいたしたいと思っております。

それから、2月23日の教育委員会は、神田一橋中学校で給食の試食と授業参観、PTAとの懇談の後に定例会を予定しております。

次のページをお開きいただきたいと思います。お茶の水小学校のほうで開催要項をつくってまいりました。具体的には、1月26日、時程のとおり、給食、休憩を挟みまして、6年生の児童との懇談また授業参観をしていただきまして、定例の教育委員会というような流れを考えておりますが、給食から始めますと、相当な時間がかかりますので、委員の先生におかれましては、定例教育委員会をもう少し前倒しにするとか、懇談会と授業の参観を逆にするとか、その辺をもう少し詰めた段階でまたご報告させていただきたいと思っております。

説明は以上でございます。

市川委員長

只今の説明につきまして、何かございましたら発言願います。

6年生だから大丈夫でしょうけど、発言はしてくれるんでしょうね、子どもが。

こども総務課長

ええ。6年生が——学校も園も随分期待しておりまして、実際には、児童が教育委員の先生と話されるのを期待されていると思いますので、素朴な質問に教育委員さんもお答えいただきたいと思っております。

市川委員長

難しいね。

これ、5グループに分かれてということは、5グループの一つ一つに教育委員が1人ずつ入ってという、そういうことですか。

こども総務課長

そうですね。この5グループに分かれて行うというのも、教育委員さん5人と全体でも良いのかなど。もう少し、詳細は詰めさせていただきますけど、どちらかという、児童全体と教育委員さん5人のほうがよろしいのかなという気もいたします。その辺も少し詰めさせていただいて。

市川委員長

その辺、まだ決めていないと。

こども総務課長

決めていないです。一応、お茶の水小学校からの案ということで、今日は、きのう届いたものですので、申しわけありませんが、その辺まだ詰めておりませんので。

堀口委員

星印のところは「中学校（神田一中）では保護者と、幼稚園（番町）では教職員との」となっています。最初は、何か、両方とも保護者と言っていたんですか。

こども総務課長

いや、番町幼稚園については、預かり保育をした後、教職員との打ち合わせというんでしょうか、話し合いも必要ということがありましたので、番町幼稚園については教職員と話させていただきたいという要望でございました。神田一橋中学校については、PTAとの連絡がとれておりまして、PTAの方が20名程度お集まりになるんだと思います。その中で、教育委員さんとの懇談を楽しみにしているということでございますので、よろしく願いいたします。

市川委員長

ということは、お茶の水小学校に限って言えば、児童との懇談。

こども総務課長

そうですね。

市川委員長 それで、保護者とかなんとかは、お茶の水の場合はないということですね。

こども総務課長 はい。

市川委員長 他にいかがでしょうか。

（「なし」の声あり）

市川委員長 よろしゅうございますか。

では、よろしければ、次に移りたいと思います。

次もこども総務課長から。

こども総務課長 それでは、12月19日に九段中等教育学校のPAの施設改修説明会をさせていただきました。まず、10月17日に第1回目、説明会を開催したわけですが、その中で色々ご質問がございまして、第2回目は12月19日に行うということで、計画させていただきました。この施設通信2につきましては、前日12月18日に生徒さんを通じて保護者のほうにお渡しする資料でありましたけども、12月19日当日もこの資料を用意しておりまして、生徒さんから保護者のほうに行き届かなかった方につきましても、同じ資料で説明をさせていただきました。

それで、内容につきましては、同種の質問を一くくりにしまして、それぞれ回答しておりますので、これについては、私も30分ほどかけて説明させていただきました。その上で、またご質問がさらにあったわけですが、情報提供がなかったことに対する不平不満というのが根底にあるんだろうなというのがありました。

具体的な質問では、学年配置について質問がありまして、どの学年が仮設校舎に入るのかということで、偏りがないように配置してほしいというご質問が1つありました。この辺につきましては、仮設校舎に同一の学年が偏って配置されないように工夫してまいりますということで、これについて、学校は、今後、学年配置について偏らないように考えるということになっております。

それから、九段校舎の校庭になぜ仮設校舎を作るのかということがございまして、それも大きな質問の1つであります。仮設校舎の位置につきましては、旧庁舎それから旧九段中、それと、九段校舎のグラウンド等の仮設校舎の検討をしましたが、九段校舎のグラウンドに仮設校舎を建てることによって、現在と同じような生徒の移動で済むという、1つの大きな利点がありますので、それをご説明させていただきましたのと、仮に旧九段中を仮設校舎にした場合には、富士見校舎から旧九段中へ毎日移動が生じますので、現状よりも長く移動時間がかかるというご説明をさせていただきました。それと、九段校舎の改修後には、九段校舎と仮設校舎で、同一敷地内で授業ができるという、そういうメリットがありますということをご説明させていただきました。

それから、なぜ九段校舎の改修をするのかというご質問がありまして、それは20年7月・8月に老朽度調査とかを行った結果、冷暖房が故障してい

る、それから、トイレの配管がいつ故障してもおかしくない、それから、プールの天井の落下がありましたし、著しく劣化しているという指摘を受けて、緊急にもう改修しなくてはいけないんだというご説明をしたところであります。

それから、九段校舎の校庭にプレハブが作られますと、昼休み時間の運動場の確保ということが問題になるわけですが、旧九段中学校全体を九段中等教育学校で使うということになっておりますので、旧九段中学校を昼休みにお使いいただいて、移動中についても、安全対策を期してまいりますという答弁をしております。

それから、改修後の学年配置ということで、情報提供が遅いというご意見がありましたけども、これは教育委員会も学校もPAも、情報提供の仕方がいろいろ怠っていたという反省はしていると述べさせていただきまして、今後、情報提供は適宜行っていきますということで、答弁はしております。

おおむねの了解は得られたと思っておりますけども、反対されている方は、ずっと一貫して、先ほど申したような質問をされておりますが、個別に私のほうも日曜日3時間かけてご説明していますし、また、平日の夜10時まで使いまして、個別の反対の方には、理解が得られるように努めております。また、今後も、説明をしてくれということがありますれば、反対の方については丁寧に説明していきたいというふうに考えております。

説明は以上です。

市川委員長 大分詳しい改修通信ができていますので、これを読むと、大体の様子はわかるかと、こういうような。

こども総務課長 はい。これを説明した上で、また、さらにこういう質問がありましたので。

市川委員長 何かご発言がありましたら、どうぞ。

次の予定というのはあるんですか。

こども総務課長 まだ、説明会の予定は学校とも調整しておりませんが、年明けには、一度、また色々意見が出てきておりますので、それについては、また丁寧に、開催日を含めて学校と相談しながら進めたいと思っております。

こども・教育部長 この改修通信は比較的時間をあけないで、色々状況報告についてはしていきたいというふうには思っています。

市川委員長 これは大事ですよ。

こども・教育部長 ええ。状況報告は、大事だと思います。

市川委員長 よろしゅうございますか。

(了 承)

市川委員長 それでは、次に行きたいと思えます。

次は学校経営評議会の話ですね。部長から。

こども・教育部長 それでは、お手元の資料に基づき説明させていただきます。これは12月17日に開催されました九段中等教育学校の学校経営評議会の次第でございますが、このうち、今、4番の連絡等につきましては、峯岸こども総務課長のほ

うから説明いたしましたので省略をさせていただきます、5番の「教育長の提言を受けて」というところを説明させていただきます。

次のホチキスどめの資料をごらんいただきたいと思います。

当日は教育委員会より、かねてより課題となっていました転出生徒数が異常に多いことについてと、もう一点は、学校経営評議会の位置づけについて資料に基づき、説明をさせていただきました。

資料1をご覧ください。これは過日閉会いたしました第4回区議会定例会における九段中等教育学校にかかわる質疑応答の要旨でございます。11月25日の本会議では、「6年間に転出した生徒数が異常に多い。未だに転出勧告が行われ、子どもたちがストレスを受けている。この状況をどのように考えているか」というご質問がございました。

また、資料2として添付してございますが、この九段中等教育学校の「『進級・卒業規定』で、『学校徴収金の納入』や『各教科・科目の評点に1がないこと』を定めているのは、公教育の進級・卒業認定基準にふさわしくない。学校設立の趣旨と矛盾しないか」というご質問がございました。これに対しまして、区側といたしましては、答弁として、「転出の理由は様々であるが、問題が無かったとはいえません。学校設立時の意義や使命が、現状にどのように反映されているか確認する」という答弁をいたしました。

さらに、「徴収金未納を理由に、進級等を認定しなかった事例はない。また、『各教科等に1がないこと』は、6年間の一貫性を踏まえ規定しているが、『ゆとり』が『ゆるみ』にならないように、全生徒が年度末には『1』を解消して進級できるように指導している」という答弁を行ったところでございます。

この裏面をごらんいただきたいと思います。その後開催されました予算決算特別委員会総括質疑におきまして、この「進級・卒業規定」で、前期課程に、学校徴収金が納入されていなかったり、各教科・科目の評定に1があると、進級できないことや、転出の勧告ができることを定めていることは、義務教育として問題がないのかというご質問がございました。これにつきましては、中等教育学校の場合は、法的に前期課程においても、このような規定を設けることは可能ではあるが、実際はこのような運用を行っていないことから、この規定については学校と協議を行っていくという答弁を行ったところでございます。

下半分につきましては、本件に直接関係しない部分でございますので、説明は省略させていただきます。

資料2でございますが、先ほどご説明したように、学校進級・卒業規定のうち、第2条で前期課程における進級認定等を定めておりまして、第2条第2項第3号、各学年の年度末において、各教科・科目に評点1がないことが規定されております。そして、その後続きます3項では、校長は生徒が前項に定めるすべての基準を満たさないときは、当該生徒に対し転出等の勧告を行うことがあるというように規定されております。

同様の規定が第3条、これは前期課程から後期課程への進級認定等、そして、第4条、これは後期課程における進級認定等でございます、それぞれ同様の規定が設けられているところでございます。

資料3、学校教育法施行規則では、そういった規定を中等教育学校については設けることができるという根拠となっております。

そして、資料4でございますが、これは千代田区の中等教育将来像、これは中等教育学校をつくる際に、区が定めた将来像でございます。平成14年11月に策定いたしました。

少しおめくりいただいて、3ページをご覧くださいと思います。四角で囲まれた部分でございます。「公立の中高一貫教育校は、知識偏重の受験のみを意識した進学校ではなく、調和のとれた人間性や高い志、幅広い学力を養うことを目指し、中等教育のなかにゆとりを取り戻すことに意義がある。この点で、大学受験を目的とした効率の良い教育に眼目のある私立の一貫教育校とは異なる」という出だしで、四角の中を後ほどごらんいただければと思いますが、このようなことを意識して、中等教育学校をつくらせた設立の経緯がうかがえます。この経緯と照らし合わせて、先ほどの卒業・進級規定等は果たして適切なものかというご議論をいただいたところでございます。

当日、このような報告を教育委員会から行いまして、いただいたご意見でございますが、まず、学校は「1」をとっても実際は進級させているという発言を行いました。また、「1」の規定は、これは削れない、これは努力目標であるという発言がございました。

また、学校徴収金の規定に関しましては、担任や校長がポケットマネーで払っているというような実態もあったため、設けた規定であるという発言がございました。

これに対しまして、委員からは、「1」は絶対評価なのかというご質問でございましたが、学校側の答えは、そのとおりであるというお答えでございました。

また、別の委員からは、平均点の半分以下が「1」をつけられているがどうなのかという質問がございましたが、学校からは、高校では今そういった相対評価は行っていないという回答がございました。

教育長からは、転出勧告の規定は削除しても良いのではないかという意見を申し述べましたが、学校からは学校の裁量として残してほしいという答弁がございました。再度、教育長からは、この規定は誤解を与えるのではないか、削除したほうが良いのではないかという質疑を行いました。また、別の委員からは、この規定がなくても転出勧告を行えるのではないか。また、そもそも勧告は強制力を伴うものではないのではないかというご質問がございました。さらにまた、別の委員からも、前期課程にこの規定を置くことには違和感があるというご発言がございました。学校からは、最後に、ご意見として伺っていきたいという発言がございました。

この評議会の閉会后、会長より、大方の委員がこの規定の仕方については違和感を持っていたことなどから、次回の評議会でこの第2条第3項の削除等を再度確認していきたいという意見が表明されているところでございます。

よりまして、次回、また学校経営評議会で、本件につきましては議論をされる予定でございます。

次に、資料の第5をご覧くださいと思います。もう一点の課題でございました学校経営評議会の位置づけについてでございますが、こちらのほうは、ちょっと時間が押しておりました関係から十分な議論ができませんでした。が、評議会設置要綱の第2条でございますように、この学校経営評議会は、「校長が策定する学校運営に関する基本方針及び本校の校務運営全般について協議するとともに、次に掲げる事項を所掌し、校長又は千代田区教育委員会（以下「教育委員会」という。）に意見を述べるができる」としてありまして、その第1号では、学校運営、教育施策及び学校予算に係る提言が含まれております。こういったことを受けまして、第2項では、校長及び教育委員会は、学校経営評議会の提言や意見を尊重しなければならないと規定されておりまして、学校経営評議会の位置づけはこの設置要綱で明確であると考えております。資料6をご覧くださいと思いますが、最近の学校経営評議会における一連の校長発言が、どうもこの設置要綱の趣旨にそぐわない発言であると考えられます。そこで、評議会の席上、会長のまとめといたしまして、今後は、経営評議会会長と学校と教育委員会の三者で事前に議題を検討することとしたいというまとめがございましたので、今後その方向で、議題について事前に協議をしながら、学校経営評議会の適正なあり方を模索してまいりたいと考えております。

この件は以上でございます。

市川委員長

はい。

説明が長く続きましたけれども、何かご意見、ご発言があれば、お願いします。どうぞ。

堀口委員

古川委員がこの間、九段の学校経営評議会に行かれたから、その客観的な、委員としての意見があるかなど。感想とか。

古川委員

感想。評議会のほうでは、参加させていただいて良かったなと思いました。校長先生のお顔が見えて、校長先生をはじめ先生方がご苦労されてというか、一生懸命取り組んでいらっしゃるようには感じました。

色々問題になっていることに関しては、すごく難しかったんですが、教育委員会の秘密会で話されたこととかは出してはいけないんですね。

堀口委員

秘密会はだめですね。

古川委員

だめですよ。そうすると、評議会の中で話されていることはここで話してもよろしいのでしょうか。

教育長

評議会はオープンですから。

古川委員

色々出てきている問題に関しては、今、頭がごちゃごちゃしているんですけ

れども、その中で、確認というか、伺ってみたいなということがありまして、校長先生が区の事務局とのやりとりで疲れましてかおっしゃっていたんですけれども、校長先生は本当にお疲れのようでしたが、どういったやりとりがあったのかというのと、校長先生の評議会に対する対応とか、おっしゃることとか、あと、保護者の皆さんへのお知らせの仕方とか、注意深く伺わないといけないなということはあるので、校長先生のおっしゃられることだけをそのまま受け取っているわけではないんですけれども、本当に孤立されているとご自分でおっしゃっていて、どうしてそういった状況になったのかなというのが知りたいなというか。校長先生のほうのお話も伺いたいと思いますし、区のほうからも伺いたいなと思いました。

あと、評議会の中で、前の校長先生が出演されたテレビ番組を見せていただいたんですけれども、そこでその先生が九段中等をこうしていきたいとおっしゃられていた状態を、評議会の皆さんはどういうふうに感じていらっしゃったのかとか、区のほうでもどういうふうに受けとめていらっしゃったのかというのを伺いたいなと思いました。

私も色々、もっとじっくり考えたいと思います。

市川委員長

以上ですか。なかなか、これは秘密会じゃありませんから、個人的な批評とか評価とか、そういうことに話が進んでいくので、ご発言をしづらい部分があるんだろうというふうに思いますが。

ほかの委員の先生方、いかがですか、今のお話を聞かれて。どうぞ。

堀口委員

この前の学校経営評議会のときに行って、やっぱり行って良かったなと思ったんですが。ですから、今後もしチャンスがあったら、福澤さんも市川さんも行っていただけると、また違った観点からの評価というか、アドバイスができるんじゃないかなと思います。やっぱり、何かしら、最初の校長から次の校長になったりして、一貫性があるのかなのか、私も行って、校長先生をちょっと気の毒だなという気もしたし、少し聞いてあげるといふ姿勢を示すことが、彼を少し穏やかにするのではないか、少し緊張し過ぎているんじゃないかなという感じがしたのでね。

何かすっきりしない。前の校長がやめられて、最初の創立と次、次というのが、何かしらすっきりしない。それが子どもたちに影響すると困るなど。ぜひ……。

市川委員長

これまでの委員会で、秘密会も含めて、私、何回か、自分が1年ほど九段中等の学校評議会座長を務めていたので発言しているんですけれども、相当大きな、何ていうんでしょうかね、前任の校長も含めて、そう言うと批判的になってしまうのかもしれないけれども、実際、彼が明らかにした文書によると、学力第一主義、進学率を最高に持っていくんだというような言い方ですね。それは彼が公文書として残して発しているものですから、明らかに彼がそう考えていたと。この、今日配られた抜粋ですね、この学校ができたときの。それを見ても、もう明らかにそんなことはないわけですし、それは自分が学校評議会の座長をやったときからそういう話はないんです。ただ、

いろんな折に触れて、前任の校長も只今の校長もそういうことをおっしゃっている。学力第一主義で、できない者はと、はっきり言ったかどうかは知りませんが、落第もあれば、ほかへの進学を勧めるよと、そういうような話のございまして、それはちょっと、趣旨が違うんじゃないかと。そういうようなことで、大変な数の生徒が減じてきたときに、今年の5月だったんですけども、私、この委員会で、一体どのぐらい中途退学の子がいるんだということの問題にした覚えがあるんですけども。

確かに、今、両委員がおっしゃったように、孤立しているというか、そういうような、校長先生は気の毒だという思いもあるにはあるんでしょうけれども、やっぱり間違った方針で、自分たちでさえ、そういう進学校にするんだであるとか、それから、進学率第一主義だというようなことは、自分たちが経営方針でも言っていないことなんですよね。ですから、表ではと、そういうふうに言いたくなるんですが、表ではきちんとしたこと——きちんとしたという意味は、学校経営方針なんかで言っていることを言っておきながら、子どもたち、保護者の方にはそういうことを言うというのは、僕はちょっと違うんじゃないのかなというふうに強く思っておりました。

もう一つは、僕は非常に、場合によっては、これ、公務員として——学校長というのはもちろん公務員なんですけど、公務員としていかなものかという発言が多いんですよね。例えば、今日の資料の6番目にあるんですけども、そこで、9月9日のときの発言の3つ目なんですけれども、「経営評議会は校長の教育理念や教育方針に注文をつける場なのか？」と、こういうことを公開の席で公然と発しているわけですね。これは明らかに、規定にもございますように、そういう注文をつける場なんです。校長が一人で、自分が良いと思ったことをどんどん進めて良いなんてちっとも書いていなくて、大事なことは評議会と十分相談してくださいということになっているにもかかわらず、こういうことを公然とおっしゃる。それはやっぱり、1つ大きな問題であろうと僕は思っております、今現在でも。

ですから、確かに、それぞれの委員さんが出かけていってお話を聞くのもよろしいし、色々な感想をお持ちになるのもよろしいんですが、まず最初に申しましたように、こういうオープン場で言いますと、私も今、相当踏み出した発言をしてしまったんですけども、そういうふうには言わざるを得ないんです。個人的な、個人情報みたいなことにもすれすれというか、ちょっと踏み込んで発言をしなきゃならないような場面があるので、こういうところで、そういう場では十分思っていることが言えないということもございますよね。

私の感想としてはそういうことでして、孤立無援だとかという話自体がおかしい。委員会あるいは教育委員はそのために存在しているわけですし、まして、学校経営評議会というのはそのために有識者の方々をお願いしているわけですから。それが自分の意に従った発言をしないから相談しないんだみたいな、そんな発想は、ちょっとやっぱり公務員としていかなものかと、

私自身はそう思っているということをあえて申し上げます。

どうぞ。

堀口委員

今の発言は教育委員長としては、かなり全体の教育委員もそれと同じ考えだということを、外から見ると思われる可能性がありますね。それで、私も、この前、市川委員長がお話しなさった、疑問を持っていらっしゃるということに対して、本当にやっぱりこれは大事なことだなと思った。また、今回もそういうふうにはっきりおっしゃるとすると、私たちがもっともっと真相を知らない、全員が委員長と同じと思われてもいけない。でも、非常に私は、委員長の提言は貴重な、本当に検討しなくちゃいけないことじゃないかなと思います。

市川委員長

それ以外の色々な場面で発言を、議事録なんかを読んだり、聞いて回ったりしますと、かなりそういう意味があるので、やっぱり、色々な教育委員の先生もそうですし、せつかく学校経営評議会は公開ですから、地域の方にも聞いていただく、保護者だけじゃなくて。これもかなり前の委員会でも言いましたけれども、住民の代表と言われると、今日も傍聴していただいているんですが、区議の先生方が大事な役割を占める場面なんでしょうから、そういう、傍聴していただいて、色々なところで色々な発言なり質問なりをしていただけると良いんじゃないかなというふうに私は思います。

私自身がそう思っているというだけで、今、堀口委員が言われたように、皆さんが私と同じ考えだということは決して申し上げません。私は私のことを申し上げたというふうにご理解を。

堀口委員

でも、よっぽどなんですね、本当に。この前も今回もね。貴重なご意見。

市川委員長

そう思いますよ、やっぱり。子どもたちがというより、親が必要なお金を払わないから、卒業証書を渡さないだなんていうこと自体が僕はちょっと納得いかないというか、ほかの県でもありましたけど、そんなことがあって良いのかというような気が。それは、高等学校はそういう規定になっているのは例ですけれども、本当にそんなことがあっていいのかと。あるいは、「1」があったら、もうだめだなんていうのは、本当に僕はそんなことは、仮に規定があっても、これも前の委員会でも申しましたけど、伝家の宝刀としてあることは良いんでしょうけれども、それを振りかざして進級させないとかというのは僕は納得がいけないと、そういうふうには思っています。

私ばかりで。福澤委員、どうぞ。

福澤委員

校長が進学率を気にするのは、進学率というのは、1つは学校のレベルをあらわす1指標であると思うんですね。だから、校長がそういうことを気にするというのは、ある面やむを得ないところはあると思うけれど、しかし、教育というのは、何も進学率だとか、学校の学科の成績がいいとか高いとか、そういうことだけじゃないんですよ。全人格的なことを含めた、人を成長させるということも教育の目的なんですからね。その点でどうも、詳しく見ていないけど、ちょっと今日のペーパーなんかで見ても、教育ということについての、理念が欠けているんじゃないかなと、そんな印象がちょっと

見えますね。

時々そういうことが、色々な学校であるんだけど、勉強でもって、すごく勉強がよくできる子が良い子だと判断しちゃうような先生って、たまにいるんですよ。だけど、決してそうじゃないのでね。その子の持っている色々な個性を伸ばすとか、要するに、大きな全体像として、その子を育てていくというのが教育なんだから、1つの勉強の点だけで、どうのこうのと評価するというのはおかしい。そういう点で、この一貫校をつくったのは、少なくとも、中学から高校へ行くときに受験勉強をしないで済むわけでしょう。それによって、人格的な色々な教育をする機会があるわけですよ。受験勉強を割いて、その子の個性を伸ばすことができるとか。そのための一貫校じゃないかなと私は思うんですね。だから、それが進学率、進学率なんていうことにとらわれちゃうと、せっかくの一貫校の良さというものがなくなっちゃうんじゃないかと、そういう、ちょっと心配がありますね。そう思います。

市川委員長

よろしゅうございますか。

毎回、これ、委員会が開かれるたびに、色々話し合わなきゃいけないようなテーマなのかもわかりませんですね。

では、本日のところはこの程度にしまして、次に移りたいと思います。

◎日程第2 その他

副参事（特命担当）

（1）新型インフルエンザ

育成・指導課

（1）中学校等の海外交流事業

市川委員長

副参事（特命担当）

次は、各課長から。

それでは、その他ということで、新型インフルエンザの前回からの状況につきまして、ご説明をいたします。

資料につきましては、一覧というペーパーでございます。前回まで61番までご報告を申し上げたところでございます。

12月に入って学級閉鎖等の臨時休業が少なかったという状況でほっとしていたところでございますが、62番、九段小学校、63番、九段中等教育学校と、15日からまた21日から、それぞれ学級閉鎖という状況になっております。九段中等教育学校につきましては、今まで学級閉鎖等、状況が少なかった後期課程の分が、少しインフルエンザにかかるお子さんたちが増えてきたのかなということで、注意をしていかなければいけないかと考えております。

また、ワクチンの接種回数の方針につきまして情報がありましたので、ご報告申し上げます。

12月16日に厚生労働省から、今まで中高生に相当する年齢の者に対するワクチンの接種回数は2回というふうにしていたところでございますけれど

も、臨床検査等から、中高生に相当する年齢の者については1回という形が決まったということでございます。

今後のスケジュールでございますけれども、12月19日から小学校の高学年、4・5・6年につきましても接種が開始されております。1月上旬には、今言いました中学生、中旬からは高校生という予定でございますけれども、そのような見直しもございまして、高校生等につきましても、早まるような動きもあるということでございます。そうしますと、1月上旬あたりから、中学生・高校生とも接種ができるようになるかもしれませんということでございます。

私の方からは以上でございます。

市川委員長

はい。ただいまの新型インフルエンザについてのご報告、何かございますか。なければ……。どうぞ。

堀口委員

いいですか。これとは直接関係なくて、保健所でインフルエンザのワクチンというのは、また別に報告があるんですか。

副参事(特命担当)

12月12日と19日に受けたものでございます。

堀口委員

それがどんなふうに、大変だったのか、意外に集まらなかったのか。

副参事(特命担当)

その状況は聞いております。

12日につきましては250名ぐらいの申し込みがあったということでございますけれども、既に、近場で受けられるとか、すぐに受けたいというご意向もあったかということで、150名程度になったということでございます。その程度でしたので、余り混乱もなく終わったということでございます。

あと、19日のほうは当初150名程度の予約があったということですが、これもやはり120、130名いらしたということございまして、これについても混乱なく終わったということでございます。

堀口委員

その場合のドクターは小児科ですか。

副参事(特命担当)

ええ。医師会の内科の先生が中心になって、校医の先生たちが中心になって来ていただいたということでございます。

堀口委員

そのワクチンで問題は何もなかったんですね、後。

副参事(特命担当)

はい。それで何か後遺症が出ているという状況は聞いておりません。

市川委員長

ほかによろしゅうございますか。

(「なし」の声あり)

市川委員長

では、ほかにも各課長から。

どうぞ。

育成・指導課長

すみません。追加で1件、報告をさせていただきたいと思っております。中学生等の海外交流事業について、報告をさせていただきます。

いわゆるイギリスのウエストミンスターと本区の中等教育学校2年生が相互に交流するという事業でございます。原則的には、本区の中学2年生等が秋にウエストミンスターを訪問し、翌年、3年生になったときに、5月に東京で受け入れをする、こういうサイクルで進んできたものです。今年度につきましても、昨年度秋に派遣した生徒のパートナーをこの5月に受け入れす

る予定でございましたけれども、新型インフルエンザ等の関係で、一時中止、見合わせということで延期をしましてまいりました。このことについて、延期決定後も、現地と調整をいたしまして、年明け3月11日から10日間、こちらで受け入れるという日程が定まりましたので、報告をさせていただきます。若干、航空便の手配等で日程が前後するかもしれないのですが、3月11日前後から、本区の生徒は3年生の学年末になりますけれども、この時期にホームステイを含めた交流を行わせていただきます。

なお、そのときに歓迎事業等がございまして、委員の先生方にもご出席をお願いするようになるかもしれませんが、そのときは改めてご案内させていただきます。

これに関連しまして、私どもとしては、この受け入れを完了した直後に、今年の秋に派遣する予定だったグループの取り扱いが、ペンディングといえますか保留になっていましたので、すぐにウエストミンスターのほうで受け入れてほしいということで強くお願いをしました。しかし、ウエストミンスター側からは、この時期にまた受け入れることについて、インフルエンザ等の状況もまだ不確定なので、キャンセル料等の発生など、リスクをこれ以上背負うわけにはいかないということで、昨年度秋のグループの派遣、それから、それに伴う来年5月の受け入れ事業については、見合わせてほしいという強い要望がございました。実は、昨晚、派遣予定の生徒それから保護者にお集まりいただきまして、状況を説明させていただき、ご意見を頂戴したのですが、皆さん様にごっかりなさっておったんですけども、状況が状況なのでやむを得ないでしょうということで、ご理解をいただいたところで

す。

平成21年度派遣のグループについては、団を編成するときも、場合によっては中止もあり得ますよということでスタートはしたのですが、残念ながら中止ということで、この後の対応をさせていただきます。

なお、子どもたちも、気を落としているところがありますので、何らかの形で、もう一回グループが集まって、解団式とまではいかないと思いますが、何らかの機会を持ちたいなと思っております。

再開につきましては、来年度の秋派遣から、改めて、再開をすると。22年度の交流からウエストミンスターのほうでは受け入れが可能ですよということで話がございましたので、1回飛ぶ形になりますけれども、その準備に入っていきたいと思っております。

ご報告は以上でございます。

市川委員長

ただいまの件について、何かご発言はございますか。

よろしいですか。どうぞ。

堀口委員

例えば、国内で英国やなんかから来ている方と1泊して、英語しかしゃべっちゃいけない日とか、そんなのをやってみたら少しでも……。

育成・指導課長

ええ。時間的にはそういうような機会を持たせたいのですが、もう3年生になっておまして、進学準備等もございまして、なかなか代替

措置はつukれないかなと思っております。

そうはいつでもというところで、何か小規模なパーティーになるかもしれませんが、何らかの形をつくっていきたいと思っています。

堀口委員
市川委員長

日本語をしゃべったら罰金よ、みたいな。

それでは、本件はよろしゅうございますか。

教育委員さんのほうから何かございますか。よろしゅうございますか。

(「なし」の声あり)

市川委員長

それでは、定例会のほうは以上にいたしまして、最初に、冒頭お諮りしましたように、予算とそれから改定の基本計画ほか1件について、これ、秘密会ということでございますので、非公開ということでございます。

会場が整うまで、暫時休憩ということにさせていただきます。